福島第一及び福島第二原子力発電所周辺の大規模火災 に備えた体制強化の計画について

平成24年2月10日 東京電力株式会社

1. 概要

このたび,平成24年2月3日に経済産業省原子力安全・保安院長より受領した「東京電力株式会社福島第一及び福島第二原子力発電所における火災対策の徹底・強化について(指示)(平成24・02・03原院第2号)」(以下,「本指示文書」という)により,発電所敷地周辺の大規模火災に備えた体制強化に関する計画を平成24年2月10日までに策定し,当該計画に基づいて対策を実施するとともに,訓練を通じて練度の向上を図るよう指示を受けた。

以下,本指示文書に基づき,発電所敷地周辺の大規模火災に備えた体制強化に関する 計画を策定したので報告する。

なお,福島第一原子力発電所においては,発電設備等が大きく破損し,仮設設備等が 多い状況にあるが,森林等の伐採が進み,野火等の影響を比較的受けにくい状況にある。

一方,福島第二原子力発電所は,発電設備等については一部損壊があるものの,大部分の設備は健全な状況にある。

また,ここに示した発電所敷地周辺の大規模火災に備えた体制強化に関する計画については,公設消防・関係機関殿との協議・調整,あるいは指導・助言を頂きながら,詳細な実施内容・スケジュールを定める,手順書等に反映する,訓練等で熟練度をあげる等の取組みを実施していく所存である。

- 2 1 . 発電所周辺の大規模火災に備えた体制強化計画の内容(福島第一)
- (1)敷地周辺の火災に対する延焼の予防
 - a . 可燃物の除去・低減

敷地周辺の下草等を定期的に刈り取り,及び除草剤散布を実施し,延焼防止の充実を図っていく。

b. 防火帯の設定

構内樹木を広範囲に伐採しているので,重要設備に対する隔離効果が期待されること,及び,発電所敷地西側の陸前浜街道,構内道路を防火帯と位置づけ,敷地周辺の下草等を定期的に刈り取り,及び除草剤散布を実施し,延焼防止の充実を図っていく。

c. 敷地周辺の状況に応じた対策の実施

公設消防・関係機関殿の指導・助言を得ながら,敷地周辺の火災リスクに応じた延焼防止対策に ついて検討し,必要に応じ見直しを行っていく。

- (2)火災時の初動の警戒
 - a. 監視等による早期発見・通報

発電所敷地周辺の監視については,社員等によるパトロールを継続し,早期発見に努める。 更に委託消火要員による定期的なパトロールを追加で実施する。

敷地周辺の火災の監視については、公設消防・関係機関殿と協議・相談のうえ、早期発見・遠方 火災発見等の措置について検討を行う。

b.自衛消防隊の部署等

自衛消防隊の初期消火要員は,24時間体制で発電所に勤務し,初期消火活動に対応する。また, 消火活動にあたる要員が不足する場合は,緊急時対策要員が適宜,支援活動を実施する。

乾燥,強風等の気象条件となった場合には,警戒体制を強化する。

敷地外の周辺火災への対応については,公設消防殿と協議・相談のうえ,消火用水の確保・運搬等,当社が実施可能な活動を行う。

(3)敷地内への延焼防止

発電所敷地周辺で火災が発生し,発電所敷地周辺に延焼してきた場合は,初期消火要員が出動し, 消火活動及び予防的散水を実施する。

また,消火活動にあたる要員が不足する場合は,発電所に待機している緊急時対策要員が適宜, 消火支援活動を実施する。

日常の火災予防活動として,構内散水による散水活動を継続実施していく。また、今後、敷地周辺に採水口(消火用水等)の設置を行う。

(4)原子炉施設・設備等の防護

重要設備となる原子炉注水ライン,高濃度汚染水の移送ライン,処理水移送ラインついては延焼の可能性の有無について詳細に調査を行い,必要な箇所についてはダクト収納や不燃物で覆う等の措置を講じる。

火災が発生した場合,初期消火要員が出動し消火活動及び予防的散水にあたるとともに,公設消防の出動を要請する。

(5)消防要員の充実強化と訓練計画の策定

自衛消防隊は,消火活動の各種訓練を確実に実施していく。また,応援の緊急時対策要員についても必要な各種訓練を実施していく。

なお,消防要員の更なる充実を図るため,体制の見直しを検討していく。

2 - 2 . 発電所周辺の大規模火災に備えた体制強化計画の内容(福島第二)

- (1)敷地周辺の火災に対する延焼の予防
 - a . 可燃物の除去・低減

火災が発生した場合は,森林防災消火設備で予防的散水を行い延焼防止する。

b. 防火帯の設定

発電所敷地の北・南側は河川,西側は構内道路であり,防火帯として位置づける。

c . 敷地周辺の状況に応じた対策の実施

公設消防・関係機関殿の指導・助言を得ながら,敷地周辺の火災リスクに応じた延焼防止対策について検討し,必要に応じて見直しを行っていく。

(2) 火災時の初動の警戒

a. 監視等による早期発見・通報

発電所敷地周辺の監視については、社員等によるパトロールを継続し、早期発見に努める。 更に委託消火要員による定期的なパトロールを追加で実施する。

敷地周辺の火災の監視については、公設消防・関係機関殿と協議・相談のうえ、早期発見・遠方 火災発見等の措置を講じる。

b. 自衛消防隊の部署等

自衛消防隊の初期消火要員は,24時間体制で発電所に勤務し,初期消火活動に対応する。また,活動にあたる要員が不足する場合は,自衛消防隊が適宜,支援活動をする。

乾燥,強風等の気象条件となった場合には,警戒体制を強化する。

敷地外の周辺火災への対応については,公設消防殿と協議・相談のうえ,消火用水の確保・運搬等,当社が実施可能な活動を行う。

(3)敷地内への延焼防止

発電所敷地周辺で火災が発生し,発電所敷地周辺に延焼してきた場合は,初期消火要員が出動し, 消火活動及び予防的散水を実施する。

また,消火活動にあたる要員が不足する場合は,発電所に待機している自衛消防隊が適宜,消火 支援活動を実施する。

(4)原子炉施設・設備等の防護

火災が発生した場合,初期消火要員が出動し消火活動及び予防的散水にあたるとともに,公設消防の出動を要請する。

(5)消防要員の充実強化と訓練計画の策定

消火活動の各種訓練を確実に実施していくことに加えて,予防的散水の訓練を計画して行く。

以上